

【E-02】

はじめにお読みください。

## ＜ハーグ条約実施法による面会交流調停（審判）申立事件の相手方となった方へ＞

### 1 期日出席及び答弁書提出のご連絡

申立人から、あなた（相手方）に対し、「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律」（以下「ハーグ条約実施法」といいます。）に基づいて、（

）さんとの面会交流について調停（審判）の申立てが大阪家庭裁判所にされました。申立人の言い分は、同封した申立書写し及び証拠資料（甲第○号証～第○号証）写しのとおりです。ついては、期日通知書（呼出状）にも記載しましたとおり、

令和 年 月 日 午後 時 ～

に期日が指定されましたのでご出席をお願いいたします（場所等については、同封の期日通知書（呼出状）を参照してください。）

### 2 ハーグ条約実施法による面会交流調停（審判）手続の概要

我が国の法律によれば、別居中又は離婚後、子を監護していない親は子を監護している親に対して子との面会交流を求めて調停（審判）を申し立てることができるほか、一度決まった面会交流であっても、その後に事情の変更があった場合（子の年齢、状況等に相当変化があった場合など）には、面会交流の内容、方法等の変更を求める調停（審判）を申し立てることができます。そして、このような場合、原則として、調停であれば相手方の住所地を管轄する家庭裁判所、審判であれば子の住所地を管轄する家庭裁判所に対して申立てを行うこととなります。

ただし、ハーグ条約実施法によれば、申立人が、外務大臣からハーグ条約実施法による外国返還援助決定若しくは日本国面会交流援助決定を受けている場合、あるいは、子の返還の申立てをした場合、次に当てはまるときは、面会交流調停（審判）手続を大阪家庭裁判所においても行うことができます。

#### 【ハーグ条約実施法により大阪家庭裁判所でも面会交流調停（審判）を行える場合】

子の住所地（日本国内に子の住所がないとき、又は住所が知れないときは、その居住地。）が次にあるとき

- ・大阪高等裁判所の管轄区域内・・・大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、滋賀県、和歌山県
- ・広島高等裁判所の管轄区域内・・・広島県、山口県、岡山県、鳥取県、島根県
- ・福岡高等裁判所の管轄区域内・・・福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、鹿児島県、宮崎県、沖縄県
- ・高松高等裁判所の管轄区域内・・・香川県、徳島県、高知県、愛媛県

※ ①子の住所地が、東京高等裁判所、名古屋高等裁判所、仙台高等裁判所又は札幌高等裁判所の管轄区域内にあるとき、②日本国内に子の住所がない場合又は住所が知れない場合であって、日本国内に子の居所がないとき又は居所が知れないときは、東京家庭裁判所で手続を行えることとなります。

円滑な面会交流の実施はお子様の健全な成長にとっても大切なものですので、調停手続では、調停委員会が、申立人及び相手方（あなた）から事情をお聴きしたり、書類等を提出していただいたりして、申立人、相手方及びお子様の状況等を把握しながら、双方の合意を目指して話し合いを進めます。

話し合いがまとまらず調停が不成立になった場合には自動的に審判手続が開始され、裁判官が、双方からお聴きした事情や提出された資料等一切の事情を考慮して、審判をします。審

## 【E-02】

判が申し立てられた場合でも、調停手続が先行することがあります。

この手続では、申立人、相手方双方は、早期に的確な主張、立証を行うことが重要です。我が国や常居所地国の法律の知識も必要です。そのためには、必要に応じて、法律の専門家である弁護士に相談をすることが望ましいでしょう。

### 3 相手方となったときに提出が必要な書類

第1回期日の1週間前までに必ず提出してください。

- 答弁書1通（審判の場合、裁判所用原本1通及び申立人用のコピー1通）

※ あなたが弁護士を手続代理人として選任した場合には、申立人用の答弁書及び証拠資料等を、直接、申立書記載の申立人の送達場所にファクシミリや郵送等の方法により送付する場合があります。このことを「直送」といいます。

- 連絡先等の届出書（変更届出書）1通

- 進行に関する照会回答書1通

※ これらは、いずれも、裁判所提出用1通を作成すれば足ります。

### 4 調停（審判）手続に必要な書類等の提出方法等（書類等はA4サイズで提出してください。）

- ・ 調停では、必要に応じて、自分の主張を裏付ける資料等を提出していただくことがあります。資料の提出の仕方については、以下の説明を参照いただくほか、担当の調停委員又は書記官にお尋ねください。
- ・ 調停手続で、書類等を提出する場合には、裁判所用のコピー1通を提出するとともに、調停期日には相手方用の控えを持参してください。申立人に交付したい書類等を提出するときは、裁判所用及び申立人用としてコピー2通を提出してください。
- ・ 審判手続で、書類等を提出する場合には、必ず裁判所用及び申立人用としてコピー2通を提出するとともに、審判期日には相手方用の控えを持参してください。
- ・ 書類等の中に申立人に知られたくない情報がある場合で、家庭裁判所が見る必要がないと思われる部分（住所秘匿の場合の源泉徴収票上の住所等）は、マスキング（黒塗り）をしてください（裁判所用及び申立人用のコピー2通全て同様に作成してください。）。
- ・ マスキングができない書面については、「非開示の希望に関する申出書」に必要事項を記載し、その申出書の下に当該書面をステープラー（ホチキスなど）で付けて一体として提出してください。この申出書を参考に、裁判官が、申立人の閲覧・謄写（コピー）申請を許可するかどうか判断します。そのため、この申出書が付けられている書面であっても、閲覧謄写が許可される可能性があります。この申出書が付けられていない場合には、非開示の希望がされていないものとして取り扱うこととなりますので、ご注意ください。
- ・ 証拠資料には、乙号証と符号を付し、裁判所用及び申立人用を提出してください。また、併せて、符号番号、証拠資料の標題と立証趣旨を明確にした資料説明書（民事訴訟における証拠資料と同様の体裁のもの）を裁判所用及び申立人用をともに提出してください。
- ・ 証拠資料には、必ず訳文を付してください。

### 5 提出された書類等の閲覧・謄写（コピー）

調停手続中に一方の当事者が提出した書類等については、他方の当事者は、閲覧・謄写の申請をすることができます。この申請に対しては、裁判官が、円滑な話し合いを妨げないか等の事情を考慮して、許可するかどうか判断します。

しかし、調停が不成立となって審判手続が開始された場合、調停手続中に提出された書類等

【E-02】

のうち、面会交流についての判断に必要なものは、法律の定める除外事由に当たらない限り、閲覧・謄写の申請があれば許可されることとなります。これは、最初から審判が申し立てられた場合も同様です。

6 調停の進め方について

調停の流れは下図のとおりです。調停は平日に行われ、1回の時間はおおむね2時間程度です。申立人待合室、相手方待合室でそれぞれお待ちいただいた上で、交互又は同時に調停室に入っていただきます。調停委員が中立の立場で、双方のお話をお聴きしながら話し合いを進めていきます。

なお、必要に応じて、家庭裁判所調査官が、調停期日に立ち会ったり、調停期日の間に未成年の子の監護の状況等について調査を行う場合もあります。

また、原則として、各調停期日の開始時と終了時に、双方当事者ご本人に同時に調停室に入ってください、調停の手続、進行予定や次回までの課題等に関する説明を行いますので、支障がある場合には、「進行に関する照会回答書」にその具体的な事情を記載してください。手続代理人が選任されている場合も同様です。上記説明の際に使用しますので、各調停期日にはこの書面を必ず持参してください。

